

一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構

## 日本臨床発達心理士会 群馬支部規約

### 第1条（名称）

本会は、一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構 日本臨床発達心理士会群馬支部と称する。

### 第2条（事務局）

本会は、事務局を群馬県佐波郡玉村町上之手 1395-1 群馬県立女子大学 宮内研究室内に置く。

### 第3条（目的）

本会は、臨床発達心理士の資格取得者の相互の連携を密にし、技能の向上を図るとともに、本会の健全な発展に寄与することを目的とする。

### 第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 研修会・研究会等の開催
- ② ニュースレターの発行
- ③ 日本臨床発達心理士会メールマガジン・ニュースレター・ホームページへの情報提供
- ④ その他、前条の目的を達成するために必要と認める事業

### 第5条（会員）

本会の会員は、日本臨床発達心理士会群馬支部に所属する臨床発達心理士であり、職場または住居を本支部内に有する者とする。

### 第6条（入会）

臨床発達心理士の資格取得の時点で、第5条に該当する会員が、一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構において本支部に登録した時点で、本会への入会とする。

### 第7条（退会）

会員が、第5条の条件を満たさず、一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構において本支部より登録を末梢した時点で、本会からの退会とする。

- ① 臨床発達心理士資格を喪失したとき
- ② 他支部への異動申請を受理されたとき

### 第8条（事業や活動への参加）

会員は、本会が主催または共催する事業および活動等に参加することができる。

### 第9条（総会）

総会は、支部会員をもって構成し、会の意思と方針を決定する。

2 定期総会は年1回開催し、必要に応じて臨時総会を開催することとする。

- 3 総会の成立は、出席者と委任状提出者の合計数が支部会員の過半数を超えることとする。定足数に満たない場合は、仮総会とする。
- 4 総会の議決は、出席者の過半数の賛成をもって成立とする。
- 5 仮総会における承認および決定事項は、全会員に周知し、その後、30日以内に支部会員の過半数の反対の表明がない場合は、成立したものとする。
- 6 定期総会には次の議題を提出しなければならない。
  - ① 事業の年次報告及び年次計画の承認
  - ② 事業の収支決算及び収支予算の報告

#### 第10条（役員・選出方法・任期）

本会には、次の役員を置く。

支部長	(1名)
副支部長	(2名)
事務局長	(1名)
会計	(1名)
幹事	(1名)

その他、支部会の運営にあたり支部長が必要と認める役員

- 2 支部長、副支部長は会員の互選により選出し、事務局長等支部役員は支部長の指名による。幹事は会員の互選によって選出し、他の役員との兼務を妨げない。
- 3 支部長は、本会を代表し、会務を執行する。副支部長は、支部長を補佐する。幹事は、支部を代表し日本臨床発達心理士会幹事会に出席する。事務局長は、本会の事務を統括する。
- 4 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

#### 第11条（規約の変更）

この規約の変更は、支部総会に出席した会員のうち3分の2以上の同意を得て、幹事会及び社員総会の承認を得るものとする。

施行期日 2006年5月28日より施行する。

改定	2012年5月27日	一部改定
	2013年6月1日	一部改定
	2014年4月1日	第2条、第9条、第10条、第12条、第13条改定
	2016年4月1日	第2条改定
	2018年5月26日	第10条改定